

福井市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市都市計画マスタープラン等策定に関する規程（平成8年福井市訓令甲第2号）第4条の規定に基づき設置する福井市都市計画マスタープラン等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン等の次に掲げる事項について調査、研究及び審議するものとする。

- (1) 都市づくりの問題と課題の整理
- (2) 都市の将来像及び都市づくりの方針の立案
- (3) その他都市計画マスタープラン等の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間団体から推薦を受けた者

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープラン等の策定の完了までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を総括し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて開催する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の出席を

求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する事項のうち、専門的事項を調査審議するため、委員会に専門部会（以下「部会」という）を置くことができる。

2 部会は、委員長から指名された委員で構成する。

3 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会を総括し、部会の議長となる。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(作業部会)

第8条 第2条に規定する事項についての事前調査及び研究を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、市の関係所属の長又は担当者をもって組織する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市戦略部都市計画課においてこれを処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行する。

■福井市都市計画マスタープラン等策定委員会 委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	ふりがな	所属・団体名等
学識経験者	川本 義海	かわもと よしみ	国立大学法人 福井大学 教授
	辻子 裕二	つじこ ゆうじ	独立行政法人 国立高等専門学校機構 福井工業高等専門学校 教授
	野嶋 慎二	のじま しんじ	国立大学法人 福井大学 教授
	廣瀬 弘毅	ひろせ こうき	公立大学法人 福井県立大学 教授
民間団体	青木 一実	あおき かずみ	一般社団法人 福井県建築士会
	天方 あすか	あまがた あすか	認定特定非営利活動法人 福井県子どもNPOセンター
	鈴木 未奈美	すすき みなみ	公益社団法人 福井青年会議所
	田中 香苗	たなか かなえ	福井商工会議所
	田村 洋子	たむら ようこ	福井市連合婦人会
	辻 元	つじ はじめ	福井市自治会連合会
	寺口 満	てらぐち みつる	公益社団法人 福井県不動産鑑定士協会
	西川 征男	にしかわ まさお	福井市老人クラブ連合会
	堀 弘憲	ほり ひろのり	社会福祉法人 福井市社会福祉協議会
	山本 清幸	やまもと きよゆき	福井市農業委員会

■福井市都市計画マスタープラン等策定委員会 オブザーバー名簿

(敬称略)

氏名	ふりがな	所属・団体名等
橋本 泰英	はしもと やすひで	福井県土木部都市計画課長
山本 誠一	やまもと せいいち	福井市都市戦略部長
寺井 道博	てらい みちひろ	福井市商工労働部長
藤田 嘉裕	ふじた よしひろ	福井市農林水産部長
牧野 聖一	まきの せいいち	福井市危機管理監